

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：15501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2016

課題番号：26590258

研究課題名(和文)看護職を目指す発達障害学生への修学・キャリア支援策の開発と連携体制の構築

研究課題名(英文) Development of learning-career support measures and construction of cooperative system for nursing students with developmental disabilities.

研究代表者

戸部 郁代 (TOBE, Ikuyo)

山口大学・医学(系)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：20192908

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：全国の看護教員、看護部長、高等学校進路指導担当教員を対象とした調査の結果、発達障害の人は看護師としての適性において「問題がある」と回答した人が多く、中でも自律的な行動や対人関係を問題視していたが、発達障害の種類や程度によっては看護師としての就労は可能であるという意見も見られた。しかし、看護職は人命に携わる職業であるため適性を考える機会は必須であり、参加型看護体験等の実施やより具体的なアドミッションポリシーの明示等が有効と考えられた。また、学生への支援・配慮を目的とした高大間での情報共有、キャリア支援として看護教育側と臨床側による協働教育体制の必要性が示唆された。

研究成果の概要(英文)：As a result of the survey for nursing teachers, nursing department managers and high school career guidance teachers in nationwide, many people responded that person with developmental disability have "problematic" in their aptitude as a nurse, in particular, they looked into problems the autonomous behavior and interpersonal relationships. But, there was also opinion that it is possible employment as a nurse depending on the type and degree of developmental disability. Since nursing is a profession involved in human life, opportunities to consider suitability are essential, implementation of participatory nursing experiences, etc., and more concrete admission policy clarification were considered effective. The necessity was suggested that of information sharing between high school and college to aim for support / consideration to students, collaborative educational system as a career support by nursing education side and clinical nursing side.

研究分野：母性看護学

キーワード：発達障害 看護職 看護教員 臨床看護師 高等学校進路指導 修学支援 キャリア支援

## 1. 研究開始当初の背景

発達障害は、幼児期や学童期の問題として捉えられているが、その特徴や問題は生得的で長期に亘って続くため大学等でも発達障害を抱える学生が多く存在することが想定される。日本学生支援機構による平成23年度の高等教育期間における調査結果では、総計1,206校(全学生数3,235,575名)のうち診断書がある発達障害学生が1,453人で全学生の0.04%と非常に少ないが、実際にはもっと多くの学生が存在していると推測される。近年、看護教育も多くが大学教育の中で実施されているが、発達障害の学生についての状況や支援に関する報告等は見当たらない。2004年に発達障害者支援法が制定され、2007年より文科省が特別支援教育を開始し、さらに2011年度より大学センター入試で発達障害者に対する特別措置が実施されるようになった現在、大学で看護を学ぼうとする発達障害学生の存在も当然のごとく考えなければならない。しかし、看護教育では、未だ学生の受け入れ、修学・キャリア支援の状況や問題点の明確化、さらにはそれらの学生に対する支援策に至るすべての点において検討が行われていない状況にあるため、高等学校から就職先までのキャリア支援連携を円滑に行うために看護系大学の果たす役割を明らかにする必要がある。

## 2. 研究の目的

(1) 大学で看護教育を受ける発達障害学生が抱える修学・キャリア活動の問題点、また看護教員が抱える教育上の課題や具体的支援の現状を明確にし、発達障害学生の修学における支援方法を検討する。

(2) 臨床現場の看護職における発達障害の人の職務状況と職場における配慮・支援を把握し、問題点の抽出と課題を明確化する。同様に、発達障害の学生に対する臨地実習での修学上での問題点の明確化と支援にあたっての大学教員との連携の在り方を検討する。

(3) 看護職に就きたいと意思決定し、看護師の養成を主たる目的とする看護系大学等への進学を決定している高等学校での進路指導の現状を把握し、生徒にとって高等学校・大学・病院等の円滑な連携体制構築のために看護系大学が果たすべき役割・責務を発達障害のある生徒への対応を含めて検討、方策立案する。

## 3. 研究の方法

### (1) 調査1：看護教員を対象とした調査

平成26年12月に全国232大学に在籍し、看護教育を実施している看護師免許を有する専任教員1743名を対象とし、郵送法を用いて無記名式質問紙調査を実施した。調査は、研究の趣旨を文書にて説明したのち、研究協力に同意を得られた者を対象とした。調査項目は、対象者の属性、発達障害に対する認識と発達障害学生への対応、発達障害学生の支援における課題と合理的配慮についての現状、発達障害学生の「看護師として

の資質における適性」に対する問題のレベルについてとした。

### (2) 調査2：臨床看護師を対象とした調査

平成28年1月中旬から3月末日までの期間に全国の大学病院及び病床数400床以上の病院、合計555施設の看護部長のうち、研究の趣旨を文書にて説明したのち研究協力に同意を得られた者を対象として郵送法による無記名式質問紙調査を実施した。調査内容は、対象の属性、発達障害がある看護師の採用経験、在職および離職状況、看護師としての職務遂行状況とそれに対する周囲の支援状況、発達障害がある人の「看護師として求められる資質に対する適性」の問題レベルについてとした。

### (3) 調査3：高等学校の進路指導担当教諭を対象とした調査

平成28年12月初旬～2017年2月末日を調査期間として、全国の普通科を設置する高等学校1700校の学校長に調査依頼を行い、研究の趣旨を文書にて説明したのち、研究協力に同意を得られた進路指導担当教諭を対象として、郵送法による無記名式質問紙調査を実施した。調査内容は対象の属性、高等学校教員の発達障害への理解の現状、看護系大学(養成校含む)を志望した生徒への進路指導の現状、発達障害がある人の「看護師として求められる資質に対する適性」の問題レベルについてとした。

以上、3つの全ての調査の分析は統計学的分析を行い、有意水準を5%未満に設定した。また、倫理的配慮として、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻医学系研究倫理審査委員会において承認後に実施した。

## 4. 研究成果

### (1) 調査1

539名(回収率30.1%)から回答が得られ、そのうち有効回答は534名であった。発達障害の特徴についての認識については、「高い」33名(6.2%)、「まあ高い」218名(40.8%)と回答し、約半数を占めた。しかし、学生への対応については「自身がある」11名(2.1%)、「少しは自信がある」67名(12.5%)と少数であった。認識の高さと自信の程度については比較的高い相関( $r=0.589$ )とを示した。

発達障害の人とのかわりについて、一度も関わったことがない人は、17名(3.2%)であり、「教員職に就いて」434名(81.3%)、「就職後(教職以外)」358名(67.0%)の順に多かった。関わった対象で最も多かったのは、「学生」357名(66.9%)であった。また、対象の発達障害の分類は「ASD(自閉スペクトラム症)」385名(74.5%)、「ADHD(注意欠如・多動症)」260名(50.3%)、「LD(限局的学習症)」243名(45.5%)の順に多かった。発達障害学生への対応で教員が経験した事は、多かった順に「実習指導」300名(58.2%)、「講義演習での指導」288名(55.7%)、「社会的スキルの指導」178名であった。教員自身の活動では、「書籍等での学習」197名

(38.1%)、「学内研修参加」115名(22.2%)であった。また、大学入試については「センター試験の特別措置を把握している」116名(22.4%)に留まり、入学に際して重要な内容も約2割程度の教員しか把握していないことが明らかになった。これらの項目の殆どは、発達障害の特徴についての認識の高さの違いや対応への自身の高さの違いと有意な関連を示した。学生支援、教員の自己研鑽、認識や自信が相互的に影響している可能性が示唆された。

発達障害学生の支援について課題として感じていることで多かった順に、「修学上の困難が発達障害によるものかどうかの判断」428名(80.1%)、「発達障害のある学生の自己理解」373名(69.9%)、「教員の発達障害学生の理解」358名(67.0%)、「支援体制・部署間連携」354名(66.3%)、「保護者との連携」353名(66.1%)であった。多くの教員は、学生の問題行動が発達障害によるものか、その他のパーソナリティ障害等に由来しているものかの判断に困惑しており、支援や連携に苦慮している可能性が考えられた。

発達障害学生の看護師としての資質における適性の問題の有無については、「問題がある」222名(41.6%)、「やや問題がある」139名(26.0%)で、「問題がない」および「あまり問題がない」の15名(2.8%)を大きく上回り、看護師としての資質における適性に問題があると感じている教員が多かった。各項目においては、適性に問題があるという得点の高い順から「突発的な事態に落ち着いて対処できる」4.14、「視野が広く多面的に物事を見られる」3.95、「他の人と意思疎通ができる」3.92、「他人と協力して仕事ができる」3.89であった。一方で問題がないという得点が低い順では、「外国語を操ることができる」2.21、「良心的である」2.40、「記憶力に優れている」2.44であった。さらに、質問項目において因子分析を実施したところ、4因子27項目に再構成され、それぞれ「学術的行動」、「対人・援助行動」、「情緒行動」、「マネジメント行動」と命名した。これら4因子において平均得点の高い順に、「マネジメント行動」3.84、「対人行動」3.28、「情緒行動」2.84、「学術的行動」2.81であった。看護教員は発達障害で問題となりやすい状況判断が求められる自律的な行動を看護師としての適性に問題があるという認識が強く、一方で学術的な面では問題がないと認識していると考えられた。従って、看護職への従事を希望する発達障害の学生に対しては、不得手とする状況判断を伴う自律的な行動の習得が強化されるような教育的関わりを教員が行う必要があると考える。

## (2)調査2

204施設(回収率36.8%)から回答を得られ、そのうち有効回答数は201施設であった。施設の内訳は、大学病院39(19.5%)、総合病院141(70.1%)、その他21(10.5%)であった。

臨地実習の受け入れは199施設(無回答2施設)が行っており、受け入れの平均は4.82校(±2.89)であった。発達障害と診断されている人を採用したことがあると回答したのはわずか10施設であったが、採用決定後に発達障害と診断されていたと回答したのは49施設に上り、障害を隠して採用試験に臨む者が多いことが明らかになった。採用面接時に受験者が発達障害であるかどうかについての判断では「判断は難しい」112施設(55.7%)が最も多く、発達障害の特徴が色濃く表出しない限り採用試験時に発達障害を疑われることも少ないと推察できた。一方で、発達障害を理由として離職に至った人がいる施設は55施設(27.5%)、いない105施設(52.2%)、不明37施設(18.4%)であり、約半数の施設では発達障害での離職若しくは疑わせる状況にあることが明らかになった。採用時点では発達障害を明らかにしていなくても職務遂行の過程で障害特性が露呈し、結果離職せざるを得ない状況が起こっていると考える。

看護職にある発達障害者の在職状況について(複数回答)では、「診断されていないが周囲が疑っている」140施設(69.7%)、診断されている11施設(5.5%)、診断されていないが公言している7施設(3.5%)であった。該当者なしは52施設(25.9%)であり、発達障害の看護師が明らかに在職していない施設は全体の約四分の一程度で、多くの施設に発達障害(疑い含む)の看護師が在職していると考えられる。これらの看護師の職務遂行上で困っている点について、「困っていることや問題となっていることはない」と回答した施設は0であり、何らかの問題を抱えていた。具体的内容として多い順に「同じことを何度指摘されても一向に改善しない」127施設(80.4%)、「急な予定変更や突発的な事態に対して臨機応変に対応することができない」116施設(73.4%)、「周囲の雰囲気や状況を察知・判断することができない」115施設(72.9%)、「仕事を計画的に段取り良く進めることができない」114施設(72.2%)があった。このような問題点に対して上司や同僚が実施している配慮の具体的項目では多い順に「職務の量や内容をその人に応じて調整している」121施設(76.6%)、「その人に応じた部署に配置している」100施設(63.3%)、「正しく伝わるように話し方や説明の仕方を工夫している」74施設(46.8%)であった。発達障害の看護師が在職する施設では、複数に亘る多くの職務遂行上の支障または問題が生じている中で、上司や同僚は職務が遂行できるように支援や配慮を積極的に実施している点が明らかになった。しかしながら、発達障害の人を看護職員として「採用するだろう」7施設(3.5%)、「採用しないだろう」159施設(79.1%)、無回答35施設(17.4%)と採用しない方向が顕著であった。採用しない理由としては、看

護業務が遂行できない、患者の安全が確保できない、周囲のスタッフの負担が大きすぎる、急性期病院であるといった内容が多く挙げられていた。一方で、採用する理由としては、障害の程度ではなく適応できる程度が重要、できることが組織の求めていることと合致すればといった障害を理解した上での内容や国家資格を持っているからといった障害に關与しない理由があった。日常的に何らかの問題が生じている現状においては、看護組織の責任者として採用を見合わせた方が賢明であるとの考えに至るのは致しかたないと考えるが、障害を理解して採用しようとする看護部長もわずかであるが存在し、発達障害を抱えながらも看護師としての就労を希望する人の光明となる可能性が窺えた。

臨地実習における発達障害学生の存在について、「該当するような学生はいない」が88施設(43.8%)で残りの施設は、「診断されている」、「病院指導者が疑っている」、「看護教員が疑っている」であり、学生の在籍校数は、大学と看護師養成所ではほぼ同程度であった。学生が看護学実習を遂行するにあたり問題となっている点については多い順に「周囲の雰囲気や状況を察知・判断することができない」83施設(73.5%)、「患者の気持ちや発言を適切に理解することができない」77施設(68.1%)、「何度同じことを指摘しても一向に改善されない」68施設(60.1%)であった。これに対して臨床の指導者が実施している配慮は、「正しく伝わるように話し方や説明の仕方を工夫している」62施設(54.9%)、「その人に応じた受け持ち患者を選択している」58施設(51.3%)、「実習期間中、教員に付くように依頼している」54施設(47.8%)であった。発達障害の行動特性を理由とする問題は看護学実習において露呈しており、それに対して臨床の指導者や教員は協同で配慮・支援しながら実習を展開させていることが明らかになった。

発達障害の人が看護職として就労するに当たって「看護師として求められる資質における適性」については、「問題がある」126施設(62.7%)、「やや問題がある」30施設(14.9%)で全体の9割近くが「問題がある」という方向性を示した。資質に関する各項目において「問題と思う」方向に得点が高かったものは、突発的な事態に落ち着いて対処できる(4.43)、他の人々と意思疎通ができる(4.22)、他の人と協力して仕事ができる(4.21)など9項目が4点を超えていた。また、各項目について主因子法を用いた因子分析を実施したところ4つの因子が抽出された。各因子は因子項目の具体的内容からそれぞれ「対人・援助行動」、「学術的行動」、「マネージメント行動」、「情動行動」と命名し、Cronbachの係数が「対人・援助行動」0.935、「学術的行動」0.884、「マネージメント行動」0.848、「情動行動」0.913と高い値を示し因子の妥当性が検証された。各因子における平

均点は「対人・援助行動」3.86(±0.76)、「学術的行動」3.25(±0.85)、「マネージメント行動」(±0.75)、「情動行動」3.38(±0.86)であった。この結果は、平成26年度実施した看護教員を対象とした調査とほぼ同様な結果を示し、発達障害の人が看護職として就労するのは資質として問題があると臨床側も認識しており、自律的行動を求められる点を特に問題視することが明らかになった。しかし、発達障害の人が看護職に就くことで良いことや効果的な側面を質問したところ、特性を自覚していれば問題ない、興味関心のある内容であれば集中してできる、発達障害の人が看護職に就くことで発達障害児をもつ家族にとって、また社会においてよいことだと考えるといった好意的な意見も見られ、臨床の現場で就労することが全く不可能な状態でないことが示唆された。

患者にとって命の保証があることは絶対であり、医療現場でのインシデントは許されるべきものではない。法律上での合理的配慮実施も必須ではあるが、発達障害であることが患者の命を脅かすことに繋がるのであれば障害者として配慮されるべきではないとも考えなければならないであろう。この点については、発達障害の専門分野において慎重に検討されるべき内容と考える。今後、発達障害(疑い含む)の人が看護師としての就労を可能にするためにも学校側と臨床側が積極的な対話と情報共有を図り、「協働教育」を勧めていく必要があると考える。

### (3)調査3

629校(回収率37.0%)の教員から回答を得られ、そのうち有効回答数は626校であった。対象の内訳は、設置主体が国公立460校(73.5%)、私立164校(26.2%)、無回答2校であった。

生徒の進路指導に携わっている主な教員(複数回答)は、クラス担任594校(94.9%)、進路指導担当588校(93.9%)、その他135校(21.6%)であり、その他の多い順に教員全員41校、教科担当39校であった。進路指導においては、クラス担任や進路指導担当が主たる教員となるが、学校全体の様々な立場の教員が関わることでより綿密な進路指導を実施されていることが窺われた。

特別な支援を必要とする生徒が在籍している高校は371校(59.3%)であり、そのうち発達障害の生徒の在籍は314校(84.6%)であった。発達障害の種類では自閉スペクトラム症92校、注意欠如・多動症62校、限局的学習症23校であった。さらに、教員が発達障害ではないかと疑う生徒の在籍については529校(84.5%)が「いる」と回答していた。回答率を考慮しても全国的に発達障害の生徒が在籍している高等学校が多く、高等学校進学率から推定すると学校に一人は発達障害の生徒が在籍すると考えてもおかしくない状況にあると考える。一方、発達障害の生徒が在籍した場合に支援を実施する教

員はクラス担任 574 校 (91.7%)、養護教諭 488 校 (78.0%)、スクールカウンセラー 434 校 (69.3%)、特別支援の教員 203 校 (32.4%) であった。クラス担任が中心的役割とならざるを得ないであろうが、多くの生徒への指導にプラスされる発達障害の生徒への指導や配慮は、クラス担任教員の負担をより増大させているのではないかと考えられた。

教員の発達障害に対する理解では、回答が多かった順に「まあ進んでいる」281 校 (44.9%)、「どちらとも言えない」138 校 (22.0%)、「個人差が大きい」92 校 (14.7%) であり、これらの程度の違いは、発達障害の生徒の在籍の有無に影響された ( $P < .001$ )。発達障害についての理解を向上させるために実施されている教員の研修は、多い順位に「学校内で独自に開催する研修会への参加」453 校 (75.4%)、「教育委員会等で開催される教員研修会への参加」342 校 (54.6%)、「書籍等での自己学習」228 校 (36.4%)、「発達障害を専門とする医療関係者の研修会への参加」90 校 (14.4%) であった。何らかの形で教員が発達障害について学習する機会は設けられており、それらに教員は研修に参加していると考え、発達障害に対する理解についての進捗状況から推測するとまだ不十分な状態ではないかと考える。

看護師養成所に進学する生徒がいると回答した高等学校は 608 校 (97.1%) であった。そのうち、看護師としての適性に疑問を感じ、進路変更を勧めたことがあると回答した教員は 237 名 (39.0%)、進路変更を勧めたことはないと回答した教員は 367 名 (60.4%) であった。進路変更を勧めた理由で多かったのは「コミュニケーション能力に関連した要因」、「学力 (不足) に関連した要因」、「パーソナリティに関連した要因」であった。一方で、進路変更を勧めたことがない理由で多かったものは「適性に関して問題を感じるものがなかった」、「本人や保護者の意向を尊重した」、「生徒自身の気づき・自己理解・納得」であった。進路変更を勧めたことがあると回答した教員は、看護師養成校への単なる進学と言う視点ではなく、将来看護師として就労することを前提とした、将来を見越しての適性を見極めながら進路指導を実施していることが窺えた。一方で、進路変更を勧めたことがない場合であっても生徒自身が看護師に向いているかどうか自己判断できるような関わりや、あくまでも本人の意思を尊重するといった教育的指導が実施されていることが窺われたが、保護者の意向が強い場合は教員自身の考えとは裏腹な指導をせざるを得ない状況にジレンマを感じており、進路指導における教員の生徒に対する責任感が感じられた。

発達障害の学生 (疑い含む) が増加傾向にあることについて、看護系大学ではどのような状況にあると考えているのかについて、「なんとなくそうだろうと思っていた」309 名

(49.4%)、「そうだろうと思っていた」191 名 (30.5%) と増加を予測していたが、「そのようなことはないだろうと思っていた」90 名 (14.4%)、「そのようなことは全くないと思っていた」12 名 (1.9%) と増加を予測していない教員もいた。多くの教員は発達障害の学生増加を一般的なことと捉えていると推測できる一方、全体数から見れば 2 割弱と割合は低い、看護系大学は一般大学とは異なり、学生の背景に発達障害がないことを前提として選抜された学生と認識している可能性が考えられた。看護系大学に入学した発達障害の生徒の修学における問題の発生の程度については、「問題が発生する」253 名 (40.4%)、「やや問題が発生する」(31.0%) と問題が発生すると考える教員が多く、ついで「どちらとも言えない」132 名 (21.1%) であった。一方、問題が発生しないと考える教員は 16 名 (2.6%) と全体に占める割合が非常に少なかった。問題があると回答した理由について多かったのは、「周囲とのコミュニケーションに関連した問題」、「対人関係の問題」、「発達障害の特性に関連した問題」、「臨地実習に関連した問題」であった。問題がないと回答した理由はそれぞれであったが、修学においては大丈夫だが、職業としては別と考える傾向が見られた。また、どちらでもない回答した理由の多くは、「発達障害の種類と程度によって異なる」、「支援によって状況が異なる」といった点を指摘した内容であった。

発達障害の人が看護師として就労するにあたり「看護師として求められる資質に対する適性」における問題の程度について、「問題がある」209 名 (33.4%)、「やや問題がある」202 名 (32.3%)、「どちらとも言えない」142 名 (22.7%) の順に多く、「問題がない」と回答した教員は 21 名 (3.4%) に留まった。資質に関する各項目において「問題と思う」方向に位置する得点が高かったものは、「突発的な事態に落ち着いて対処できる」4.15、「他の人々と意思疎通ができる」4.09、「自分の感情をコントロールできる」4.07、「他の人と協力して仕事ができる」4.04、「患者の気持ちが分かり、共感的である」4.03 の 5 項目であった。一方で、「問題がない」方向に位置し、得点が低かった項目は「外国語を操ることができる」2.28、「記憶力に優れている」2.63 であった。これらの上位項目や下位項目は、看護教員や臨床看護師を対象とした調査結果と同様であり、看護師として就労するにあたって問題とする視点に差異がないことが示唆された。また、各項目について主因子法を用いた因子分析を実施したところ 4 つの因子が抽出された。各因子は因子項目の具体的内容からそれぞれ「対人行動」、「援助行動」、「情動行動」、「学術的行動」と命名し、Cronbach の係数が「対人行動」0.927、「援助行動」0.928、「情動行動」0.932、「学術的行動」0.833 と高い値を示し因子の

妥当性が検証された。各因子における平均点は「対人行動」3.94(±0.73)、「援助行動」2.98(±1.05)、「情動行動」3.15(±0.94)、「学術的行動」2.87(±0.76)であった。この結果は、過去に実施した看護教員や臨床看護師を対象とした調査とは異なる結果を示した。看護教員や臨床看護師で抽出できた「マネジメント行動」が高等学校教員を対象とした本調査では因子を抽出することができず、看護教員と臨床看護師では一つの因子にまとまっていた対人行動と援助行動がそれぞれに独立した因子で抽出された。このような結果の違いは、看護師としての職務遂行に対する認識の違いと考えるが、その根本は臨床現場に日常的に接しているかどうかであり、高等学校教員には看護師がマネジメント行動を強く要求されていることを理解するのは難しいと考える。今後、進路指導にあたって高等学校教員には見えづらいマネジメント行動のような項目も看護師としての適性において重要になることも情報発信していかなければならないと考える。

看護系大学や看護師養成校への要望について出された意見を内容別にまとめた結果、高等学校教員は進路指導において看護師への適性に疑問を感じても進路変更を促すことが困難であり、それゆえに看護師としての適性とはどのようなものか、どのように修学支援が実施されるのかを具体的に情報発信してほしいと望んでいた。また、発達障害が疑われる場合や適性に疑問がある生徒については、より進路指導が困難な状況にあるため入試での判断を期待する意見も見られた。しかしながら、進学できたのであれば修学や就職にあたって支援や配慮を願われ、高等学校と進学先との情報交換・共有等連携の必要性も提唱されていた。

看護系大学や看護師養成校への進学にあたり、高等学校教員は看護師の適性を考慮しながら進路指導を実施していたが、進学先の決定は生徒自身や保護者の意向が重要視される状況において課題やジレンマを感じていた。発達障害には自己分析や状況判断を不得意とする特性があるため、高等学校での進路指導が効果を奏しない場合が発生する。その点では、大学等で本当に看護師として就業可能かどうかの判断を自身に考えさせることや看護教員が判断しなければならない状況が起こると考える。しかし、進学に際する時間的・経済的負担への労力を少なくするためにやはり、中等教育課程において自身が看護師としての将来を見通せるかどうか考える機会をもつことが重要と考える。もちろん、その過程において臨床現場と看護教育は中等教育現場に積極的に協力をする、例えばキャリア教育では実践的な看護師のインターンシップ機会を臨床現場と看護教育側で積極的に設け、学校側は生徒に参加させるといった体制が必要であろう。また、大学等の養成校は、アドミッションポリシーやディプロ

マポリシーの表現を具体的表現にする、オープンキャンパスでは修学を見通せる内容であるものにする、入学試験では学習レベルの測定への偏重を避け、人格も測定評価できる内容を取り入れるといった工夫も必要ではないかと考える。看護教員や臨床看護師が高等学校の生徒の進路検討にどう介入していくか、今後の大きな課題と考える。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 1 件)

戸部郁代

発達障害の人が看護職に就くことに対する臨床看護師の意識について

日本発達障害学会第 51 回研究大会

平成 28 年 8 月 27 日

京都府・京都市(京都教育大学)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等 なし。

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

戸部 郁代 (TOBE, Ikuyo)

山口大学・大学院医学系研究科・准教授

研究者番号：20192908

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし